

## 公有財産（動産）の一般競争入札による売却処分公告

公告 第1号  
令和8年1月5日

公有財産（動産）の売却処分について次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

みやま市長 松嶋盛人

記

### 1 一般競争入札に付する公有財産（動産）及び予定価格

別紙1のとおり

### 2 入札方法

K S I 官公庁オークションのインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用し入札を行う。入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び売却システムに係る規約（ガイドラインを含む。）に従って行う。

### 3 参加資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 一般競争入札に係る物品に関する事務に従事するみやま市職員
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、18歳未満の者及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条による観察処分を受ける団体及びその関係者
- (5) 日本語を完全に理解できない者
- (6) 本市が定める本ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格など有していない者

### 4 入札参加申込（仮申し込み及び本申し込み）

入札参加希望者は、売却システムにて参加仮申し込み手続きを行った後、次の書類を提出することを本申し込みとする。

- (1) 入札参加申込書兼同意書
- (2) 公的機関が発行する証明書 ※住所、生年月日がわかる証明書  
※運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し、パスポートの写し等  
※法人の場合は公的機関が発行する代表者の証明書と法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- (3) 上記(1)～(2)の書類のほか、場合によってその他必要な書類を求めることがある。

受付期間 令和8年1月14日（水）～令和8年2月3日（火）（閉庁日を除く）

※郵送での提出は、令和8年2月3日（火）まで（消印有効）とする。

受付時間 午前8時30分～午後5時

受付場所 〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

みやま市役所 本庁3階 企画部契約検査課契約検査係

(4) 下見会

(ア) 日時 令和8年1月21日（水）～令和8年1月23日（金）

午前8時30分～午後5時

(イ) 場所 別紙1に記載

(ウ) 下見会へ参加する場合は、希望日の前日までに担当の部署へ予約を入れること。

連絡受付は開庁日の午前8時30分～午後5時（土日・祝祭日を除く）までとする。

下見会で物品の確認をしないで入札に参加した場合は、物品に関するすべての項目を了承し、入札したものとみなす。

●問い合わせ先：別紙1に記載

5 契約条項を示す場所及び期間

場所 みやま市役所 企画部契約検査課契約検査係

みやま市ホームページ <http://www.city.miyama.lg.jp/>

期間 令和8年1月14日（水）～令和8年2月3日（火）（閉庁日を除く）

6 入札（一般競争入札）の場所及び期間

(1) 場所 売却システム上

(2) 入札期間 令和8年2月17日（火）午後1時～令和8年2月24日（火）午後1時まで

(3) 開札及び落札者決定

開札日時：令和8年2月24日（火）午後1時以降

落札者には、みやま市から入札終了後、落札者として決定された旨の電子メールを送信する。

※郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

※入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を入力すること。

7 入札無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のないものがした入札

(2) 入札価格が最低落札価格未満の額を入札

(3) 入札に関し、不正な行為を行ったものがした入札

(4) その他入札に関する法律に違反した入札

8 入札保証金

参加申込物件毎に保証金を納付すること。保証金額は予定価格の100分の10とする。納付方法は売却システムを使った「クレジットカード」のみとする。

9 落札者の決定方法

入札終了後、本市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高の価格で入札した者を

落札者とする。ただし、当該最高の価格をもって入札したものが2人以上あるときは、くじ引（自動抽選）により決定する。

## 10 契約書の提出

落札者は、令和8年3月4日（水）午後5時までに、契約書を提出しなければならない（郵送の場合は、当日消印有効）。契約保証金の額は、納付済みの入札保証金の額と同額とする。なお、入札保証金は契約保証金に全額充当するものとする。ただし、期間内に契約書の提出がない場合は、落札は無効となり、入札保証金の返還は行わない。

## 11 代金の納入及び所有権の移転

落札者は、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに売払代金の残金を一括して納入すること。  
※契約保証金を売払代金の一部に充当するので、それを差引いた売払代金の残金を納めるものとする。

落札者は、その責任において物件の登録等を行い、登録等にかかる費用は落札者の負担とする。ただし、落札者が期日までに売払代金を完納しないとき、又は落札者が契約を破棄したときは、契約を解除し、契約保証金の返還は行わない。

所有権は、売払代金の残金の納付の確認がとれた時に移転するものとする。

## 12 引渡し

(1) 引渡し期限は令和8年3月30日（月）までとする。また、それに関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。

(2) 引渡し場所は、別紙1に記載の通り。輸送等の手配が必要な場合は、落札者の負担にて手配してするものとする。

(3) 契約者本人による引渡しについて

引渡しの際には、本人確認のため、事前に送付した引渡証明書を持参するものとする。持参されなかった場合は、引渡しが出来ない場合があるので注意すること。引渡証明書を紛失等された場合は、再送付を行うので、その旨をみやま市役所企画部契約検査課契約検査係へ連絡すること。

(4) 代理者による引渡しについて

運送会社等、代理の者による引渡しを希望する場合は、引渡しに来る者の氏名や会社名等を事前にみやま市役所企画部契約検査課契約検査係に連絡すること。連絡がなかった場合や、引渡しに来る者の氏名及び会社名が引き渡し時に確認できなかった場合は、引渡しが出来ない場合があるので注意すること。

## 13 その他

(1) 売却予定財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり。みやま市は売却した物品について、一切の契約不適合責任を負わない。

(2) みやま市インターネット公有財産売却ガイドライン及び、契約書を必ず熟読すること。

別紙 1  
売却予定財産一覧表

| No | 財産名称                 | 台数等 | 予定価格     | 入札保証金の額 | 備考 |
|----|----------------------|-----|----------|---------|----|
| 1  | 消防ポンプ自動車<br>(三菱：2WD) | 1台  | 100,000円 | 10,000円 |    |

担当部署及び下見会、引渡しの場所

| No | 担当部署                   | 担当者 | 下見会、引渡しの場所                    | 連絡先          |
|----|------------------------|-----|-------------------------------|--------------|
| 1  | みやま市消防本部 総務課 施設<br>装備係 | 佐田  | 福岡県みやま市瀬高町小川 2062<br>みやま市消防本部 | 0944-62-5125 |